徳島県告示第六百四十一号

十二号)第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法 施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公 徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成八年徳島県規則第二

令和七年十二月二十六日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

一 入札に付する事項

1 調達物品等の名称及び予定数量

徳島県万代庁舎で使用する電気 (電力量の五十パー セントが再生可能エネ ルギー 由

来の電力であること。)

調達期間における予定使用電力量の合計 Ξ 六三九、 九〇〇キロワットアワ

2 調達物品等の特質等

仕様書による。

3 契約期間

令和八年二月二十七日から令和九年三月三十一日まで

4 調達期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

5 需要場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県万代庁舎

一 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格は、 1から9までに掲げる事項の全てに該当する

者であることとする。

地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

五十六年徳島県告示第二十六号) 第四条第一項の規定による審査により入札に参加す る資格(以下「入札審査要綱参加資格」という。 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱)を有すると認められた者であるこ (昭和

3 ない者であること。 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けてい

若しくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者でないこと。 号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。 六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) に該当すると認められる者又は暴力団 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成三年法律第七十七 以下同じ。) 若しくは暴力団員 (同条第

再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成十六年法律第七十五号) に基づく破産手続開始の申立てがなされてい 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て、 な い者で

6 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条の二の規定に基づき小売電気事

業の登録を受けている者であること。

- 7 排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関 書に掲げる条件を満たす者であること。 非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報開示、 二酸化炭素
- 8 調達期間の初日から供給をすることが可能である者であること。
- 9 需要場所における予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること
- 人札審査要綱参加資格の審査の申請手続に関する事項
- 提出場所へ提出し、入札審査要綱参加資格の審査を受けなければならない。 知事が定める一般競争入札(指名競争入札)参加資格審査申請書(以下「審査申請書 という。 入札審査要綱参加資格を有していない者で、この入札への参加を希望するも)に必要書類を添付して、2のこに掲げる受領期限までに2のこに掲げる の

この入札公告に係る入札審査要綱参加資格が与えられないことがある。 受領期限までに申請を行った場合でも、 審査申請書等に不備があるときは

- 審査申請書等の受領期限及び提出場所
- 受領期限

令和八年一月二十六日 (月曜日) 午後五時

提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課調度担当 (電話 〇八八 六二 二〇六七)

契約条項を示す場所等

契約条項を示す場所並びに入札説明書、 仕様書及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇八八 六二二 二〇六四

入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

(-)交付期間

令和七年十二月二十六日 (金曜日) 午前九時から令和八年二月二十日 (金曜日)

午後五時まで

交付場所

徳島県ホームページにおいて無償で交付する。

入札に参加する者に求められる事項等

五

- により、2のこに掲げる提出期間内に2のこに掲げる提出場所へ提出すること。 を受けるため、 入札に参加しようとする者は、 次に掲げる書類(以下「確認資料」という。 二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認 県の指定する様式
- 入札参加資格確認票
- $(\Xi)(\Xi)(-)$ 二酸化炭素排出係数等適合証明書
- 明する書類の写し 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証
- 適正な電力供給のための体制が分かるもの (供給約款等)

- 五 電力供給実績調書
- 2 確認資料の提出期間、 提出場所、 提出方法及び提出部数
- (一提出期間

各号に掲げる日をいう。 県の休日 (徳島県の休日を定める条例 (平成元年徳島県条例第三号) 第一条第一項 時までを除く。 令和七年十二月二十六日 (金曜日))を除く。 の午前十時から午後五時まで(正午から午後 から令和八年一月二十六日 (月曜日)まで (

(二 提出場所

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電子メー kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

(三) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便(

簡易書留郵便を含む。 以下同じ。) کالر 提出期間内に必着のこと。

四 提出部数

入札手続等の部とする。

六

人札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(-日時

令和八年二月二十五日 (水曜日)午後一時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課入札室

(三) 入札書の提出方法

内に必着のこと。 直接持参又は郵送(郵送による場合は、 書留郵便とし、 2の一に掲げる提出期間

2 郵送による場合の入札書の提出期間及び宛先

1 提出期間

令和八年二月三日 (火曜日)から同月二十日 (金曜日) 午後五時まで

定宛先

郵便番号 七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

3 入札方法

入札金額は、 調達期間の電気料金の総価を記載すること。

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、 に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十 入札参加者は、 消費税及び地方消費 その端数を

税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 の百十分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 見積もった契約希望金額

4 入札保証金及び契約保証金

5 入札の失格

八札書記載金額と入札内訳書記載の合計額 (税抜) が一致しない者は失格とする。

6 入札の無効

のいずれかに該当する入札は、 無効とする。

- 請を行った者のした入札 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の 申
- ることが確認できなかった入札 能エネルギー 由来の電力であること。 封書の表面に「徳島県万代庁舎で使用する電気 (電力量の五十パーセントが再生可 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって)の入札書在中」の朱書がなく、 入札書であ
- (Ξ) 記名のない入札

(四) もって価格を表示しない入札 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、 又は 定の金額を

(九)(八)(七)(六)(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

代理人が入札する場合に委任状を提出しない

明らかに連合によるものと認められる入札

その他入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。 作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落 徳島県契約事務規則(昭和三十九年徳島県規則第三十九号)第十八条の規定により 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、 直ちに当

本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、 なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって 落札者を決定する。

8 契約書作成の要否

9 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県企画総務部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

10 契約手続にお いて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

11 その他

詳細は、 入札説明書による。

条の三の規定に基づく長期継続契約である。 本件特定調達契約は、 地方自治法 (昭和) |十二年法律第六十七号) 第二百三十四 契約締結日の属する年度の翌年度以降

する。 県はこの契約の全部又は一部の変更又は解除をすることがある。 においてこの契約に係る県の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合は、 県は、 当該変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものと この場合において

(三) 問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県企画総務部管財課庁舎管理担当

電話 〇八八 六二一 二〇六四

ファクシミリ 〇八八 六二一 二八二八

電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

七 Summary

Electricity used in Tokushima Prefectural Government Office. Nature and Quantity of the Products to be Purchased

the Estimated Electricity: 3,639,900kWh

2 Period for the Submission of Tender

Hand delivered submission: 1:00 p.m. on February 25, 2026

Submission by mail: between February 3, 2026 and 5:00 p.m. on February

20, 2026

3 Section in charge of contract

Property Management Division, Planning and General Affairs Tokushima Prefectural Government Office. Department,

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064

4 Enquiry Section, regarding Notice of Tender

Property Management Division, Planning and General Affairs Department,

Tokushima Prefectural Government Office.

1-1 Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture 770-8570

Phone: 088-621-2064